

添付法令資料 4 :

知的財産権の侵害の疑いがあり、又は知的財産権を侵害する輸入又は輸出商品の管理の枠組みにおける記録、差止め、保証、仮差止め並びにモニタリング及び評価に関する 2018 年 4 月 13 日付インドネシア共和国財務大臣規則 No.40/PMK.04/2018

(目次)

公布の日から 60 日後に施行

第 1 章	総則 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	知的財産権の記録
第 1 節	申請 (第 3 条)
第 2 節	調査 (第 4 条及び第 5 条)
第 3 節	承認又は拒絶 (第 6 条ないし第 9 条)
第 3 章	差止め (第 10 条ないし第 12 条)
第 4 章	保証
第 1 節	保証委託 (第 13 条)
第 2 節	保証請求 (第 14 条及び第 15 条)
第 5 章	差止め及び物理的調査の運営費用
第 1 節	差止めの請求及び決定 (第 16 条ないし第 18 条)
第 2 節	差止めの実施 (第 19 条及び第 20 条)
第 3 節	差止期間 (第 21 条ないし第 23 条)
第 4 節	運営費用 (第 24 条)
第 6 章	モニタリング及び評価 (第 25 条及び第 26 条)
第 7 章	終則 (第 27 条)